

事務連絡
令和6年3月27日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道業事者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 } 御中

厚生労働省健康・生活衛生局水道課

第三者委託の手法による分水及び区域外給水の解消について

水道行政及び水道事業の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

これまで分水及び区域外給水（以下「分水等」という。）については、水道法の施行について（平成14年3月27日健水発第0327001号通知）及び全国水道関係担当者会議資料等において、他の水道事業者への浄水の分水及び他の水道事業者の給水区域内の需要者への区域外給水は、法上の責任の所在が不明確であり、分水等により給水を受けている需要者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないとしています。

分水等の解消にあたり、全国水道関係担当者会議資料においては、参考として第三者委託を活用し、水道法上の責任を明確にして給水を行う対応例を掲載していますが、今回、第三者委託の手法による分水等の解消の具体事例についての補足資料を追加しましたのでお知らせします。

全国の水道事業者においては、引き続き分水等に係る諸般の状況等を勘案した上で、関係者間で十分調整・協議し、分水等の解消に向け計画的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【連絡先】
厚生労働省健康・生活衛生局水道課
TEL:03-3595-2368 武田、高柳、山本
E-mail:suidougijutsu@mhlw.go.jp